

少年法における「罰の重さ」と処遇の在り方の検討

稻葉祐二

- 1 はじめに
- 2 少年法における「罰」の概念とその対象
- 3 近年の厳罰化傾向と行為責任主義
- 4 処遇重視の思想とその意義
- 5 今後の課題と制度的調和
- 6 おわりに

1 はじめに

少年法は、犯罪を犯した少年に対して単なる制裁としての刑罰を科すのではなく、その健全な育成と社会復帰を目的とする特別法として制定されてきた。少年は心身ともに発達途上にあり、判断能力や感情統制能力が未成熟であることから、成人と同一の責任能力を有すると評価することは困難であるとされてきた。そのため、少年法は応報的制裁よりも教育的・保護的処遇を通じた更生を重視する制度として発展してきたのである。

戦後日本の少年司法は、非行を個人の道徳的失敗としてではなく、家庭環境や社会構造の影響を受けた問題行動として捉え、社会全体で少年を立ち直らせるという理念に基づいて構築されてきた。この考え方は、戦後民主主義や福祉国家思想の影響を強く受けており、国家が教育と支援によって少年を保護する役割を担うという発想が制度の根幹をなしている。

しかし近年、少年による殺人事件や凶悪事件が報道されるたびに社会的関心が高まり、「少年であっても重大犯罪を犯した以上、厳しく処罰すべきである」という世論が強まってきた。被害者感情の尊重や治安維持の観点から、少年司法の甘さを批判する声も増加している。

こうした流れの中で、2021年には少年法が改正され、18歳・19歳の者が「特定少年」と位置づけられ、成人刑事司法に近い処遇が導入された¹。この改正は、従来の処遇重視型少年司法から、行為責任を強調する方向への転換を象徴するものであると評価できる。

本レポートでは、少年法における「罰」とは何に対するものなのかを明確にした上で、近年の厳罰化傾向と処遇重視の思想を対比しながら、今後の少年法の在り方について検討する。

2 少年法における「罰」の概念とその対象

一般刑事法において、罰とは犯罪行為に対する社会的非難の表現であり、行為責任主義に基づく制裁である。すなわち、違法な行為を行った者に対し、その行為の重大性に応じた不利益を課すことで、社会秩序を回復し犯罪抑止を図る役割を担う。刑罰は過去の行為への応報であると同時に、将来の犯罪を防止する一般予防および特別予防の機能を有している。

これに対し、少年法における中心的処分である保護処分は、理念上は制裁ではなく教育的措置として位置づけられている。家庭裁判所は非行事実の有無のみならず、少年の性格、成育歴、家庭環境、学校生活、交友関係、心理状態などを詳細に調査し、その結果を踏まえて最も適切な処遇を選択する。

少年院送致や保護観察は、少年の立ち直りを目的とした支援的処遇とされてきたが、実際には長期間の身体拘束や厳格な行動管理を伴うものであり、少年にとって極めて大きな不利益をもたらす。そのため、形式上は教育的処遇であっても、実質的には刑罰と同様の制裁性を有すると評価される場合が少なくない。

このように考えると、少年法における「罰」とは単なる刑事罰に限定されるものではなく、非行を契機として科される自由制限的処遇全体を含む広義の概念として理解することができる。すなわち、「罰の重さ」とは刑罰の厳しさのみならず、保護処分の内容や期間、制限の強度をどのように設定するかという問題である。

3 近年の厳罰化傾向と行為責任主義

少年法は長らく保護主義を基調としてきたが、2000年以降、社会情勢の変化とともに厳罰化の方向へと段階的な改正が行われてきた。2000年改正では逆送制度が拡大され、殺人や強盗致死傷などの重大事件については原則として刑事裁判に付されることとなった。さらに2021年改正では、18歳・19歳の特定少年について原則逆送の対象が拡大され、実名報道の可能性も認められるようになった²。

これらの改正の根底には、少年であっても犯罪行為の結果に対して責任を負うべきであるという行為責任主義の発想がある。この考え方は、非行を成長過程の問題行動としてではなく、成人犯罪と同質の社会侵害行為として評価し、応報的制裁を重視するものである。

この立場は、被害者感情への配慮という点で大きな意義を有している。被害者やその家族にとって、加害者が少年であることを理由に軽い処遇にとどまることは不公平感を生じさせる場合が多い。厳罰化はこうした不満に応える形で進められてきたといえる。

しかし一方で、未成熟な少年に対して重い刑罰を科すことが再非行防止に直結するとは限らない。厳しい処罰は社会からの排除を強め、就学や就労の機会を奪うことで再犯のリ

スクを高める可能性も指摘されている³。行為責任のみを重視した制度設計は、短期的には社会の応報感情を満たすが、長期的な治安維持という観点からは必ずしも合理的とは言えない。

さらに、厳罰化に対する社会的評価は必ずしも一様ではない。近年実施された世論調査においては、少年犯罪に対して厳罰化を支持する意見が存在する一方で、教育的処遇を重視すべきであると考える層も一定数存在しており、社会の意識が分かれていることが明らかとなっている⁴。

4 処遇重視の思想とその意義

これに対し、従来の少年法が重視してきた処遇中心主義は、少年の可塑性に着目し、教育的支援を通じて立ち直りを図る考え方である。少年院や保護観察では、生活指導、学習支援、職業訓練、心理カウンセリングなど多様なプログラムが実施され、社会適応能力の向上が目指されている。

この処遇重視の思想の最大の意義は、再非行防止を中心目標としている点にある。過去の行為への応報よりも、将来の犯罪を防ぐことに重点を置くことで、社会全体の安全確保にも寄与しようとするものである。

また、非行の背景にある貧困や家庭崩壊、虐待、学校不適応といった社会的問題に対処する姿勢も重要である。少年の問題行動は個人の資質のみならず、社会環境の影響を大きく受けている場合が多く、単なる処罰では根本的解決には至らない。

実際、多くの少年が適切な支援を受けることで更生しているとされており、処遇的アプローチの有効性は一定程度認められている。一方で、処遇中心主義は被害者感情との乖離を生みやすく、「甘い司法」との批判を受けやすいという問題を抱えている。

5 今後の課題と制度的調和

政府は、近年の治安状況や国民意識の変化を踏まえつつ、少年の更生支援と責任追及の両立を図ることを目的として少年法改正を進めてきたとされる⁵。

厳罰化と処遇重視は対立的に捉えられがちであるが、必ずしも両立不可能な概念ではない。行為の重大性に応じて一定の責任追及を行いつつ、その過程で教育的支援を充実させる制度設計も可能である。

例えば、刑事裁判に付された場合であっても、少年の発達特性を踏まえた矯正教育を重視することで、単なる懲罰に終わらせない処遇が考えられる。また、被害者への謝罪や賠償を通じて責任意識を育成する修復的司法の考え方も注目されている。

重要なのは、罰の重さそのものを目的とするのではなく、更生を通じて社会安全を実現するという本来の目的を見失わないことである。

6 おわりに

少年法における「罰の重さ」とは、単なる刑罰の厳しさの問題ではなく、非行をどのように理解し、どのように社会と向き合うかという価値判断に関わる問題である。行為責任を重視する厳罰化は社会的公正を強調する一方で、少年の更生可能性を軽視する危険性を含んでいる。

一方、処遇重視の思想は再非行防止に有効であるが、被害者感情への配慮という課題を抱えている。今後の少年法においては、責任追及と教育的支援を調和させた制度運用が求められるであろう。

少年は未成熟であるからこそ、適切な支援によって社会の一員として再出発できる存在である。その可能性を最大限に活かすことこそが、少年司法に課された本質的使命であると考える。

【脚注】

1. 法務省「少年法が変わります！」

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html

2. White Paper on Crime 2024 – Amended Juvenile Act

https://hakusyo1.moj.go.jp/en/73/nfm/n_73_2_3_2_1_1.html

3. Asahi Shimbun, “Stiffer penalties under revised juvenile law from April 2022”

<https://www.asahi.com/ajw/articles/14355851>

4. The Nippon Foundation, “Awareness Survey of 18-Year-Olds – Juvenile Law Revisions”

<https://en.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2021/20210426-57142.html>

5. NewsonJapan, “Japan govt. decides on draft juvenile act”

<https://newsonjapan.com/article/129995.php>